

■見積内訳方式について

見積内訳は、(下記の概念図を参照してください) 当事務所の仕上表項目に従い、工事種目別内訳方式(木工事・金属工事など)ではなく、工事部分別内訳方式(床・壁・天井など)で作成したものを提出してください。但し、解体・仮設工事については共通(部屋別にしない)で見積ください。また、特殊なもの(ケース単位でしか計算出来ないもの等)がある場合は、当事務所と協議の上、見積方法を決定してください。

